

# 奈良工業高等専門学校地域イノベーションコンソーシアム規程

平成29年 2月9日制定

令和4年6月16日改正

## (設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、地域イノベーションコンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）を置く。

## (目的)

第2条 本コンソーシアムは、本校を地域イノベーション拠点とした活動を通じて、産学官金協働による知的資源の創造と地域経済の活性化に資することを目的とする。

## (事業)

第3条 本コンソーシアムの目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 産業界の技術向上に関する支援
- 二 産学官金連携による共同研究，協働教育の推進
- 三 産学官金連携によるイノベーション創出の推進
- 四 産学官金連携による地方創生の推進
- 五 インターンシップ実施に関する支援
- 六 産学官金の人的，情報交流の推進
- 七 その他本コンソーシアムの目的を達成するために必要な事項

## (組織)

第4条 本コンソーシアムは、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 奈良工業高等専門学校産学協働・地域創生研究センター規程第4条に規定する者
- 三 会員及び特別会員

## (コンソーシアム長)

第5条 本コンソーシアムにコンソーシアム長を置き，校長をもって充てる。

2 コンソーシアム長は，本コンソーシアムの業務を掌理する。

## (コンソーシアム長補佐)

第6条 本コンソーシアムにコンソーシアム長補佐を置き，産学協働・地域創生研究センター長をもって充てる。

2 コンソーシアム長補佐は，コンソーシアム長を補佐して本コンソーシアムの業務を処理し，コンソーシアム長に事故があるときはその業務を代行する。

## (運営委員会)

第7条 本コンソーシアムの運営は，産学協働・地域創生研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）に委託する。

(会員)

第8条 本コンソーシアムは、第3条各号に定める事業に賛同する法人又は個人を会員として組織する。

(特別会員)

第9条 本コンソーシアムに特別会員を置くことができる。

- 2 特別会員は、本コンソーシアムの事業に賛同する官公庁等とする。
- 3 特別会員は、会費の納入を免除する。

(総会)

第10条 総会は、第4条に規定する者により構成し、年1回開催する。

ただし、コンソーシアム長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

- 2 総会において、本コンソーシアムの運営に関する事項について報告する。
- 3 会員及び特別会員は、総会において本コンソーシアムの運営にあたり、意見を述べるることができる。

(入会)

第11条 本コンソーシアムに入会するときは、別記様式1により申込みをするものとする。ただし、電子メール等の記録媒体により別記様式1に代えることができる。

(会費)

第12条 会員は、法人1口2万円、個人1口5千円を目安とし、入会時及び毎年度末（入会年度を除く。）までに会費を納入するものとする。会費は、寄附金として取扱い本事業活動の費用に充てるものとする。また、会員の申し出により、複数年度の会費を一括して納入することができる。

- 2 納入された会費は、原則として返還しない。

(事務)

第13条 本コンソーシアムに関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第14条 本規程に定めるもののほか必要な事項は、コンソーシアム長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年2月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月5日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月16日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

